



暑い日本 タイトルは立派だが、「本当に暑い、暑いなア」の意味では情けない。35度〜とかテレビで聞けば本当にうだってしまう。政局も大きく様変わりし、明日への舵取りの夢が沸いてきた今日、暑いにかまけて「青菜に塩」では申し訳ない。一丁気合いを入れて前進だと言いつつも、あまりの気温に、プールへと洒落込んだのだが、裸になればなお暑い。その内、お風呂になるンではないかと心配する次第。しかし子供を含めた多くの楽しげな人の姿は、平和で美しい。それにしてもわが頭脳、エンジンかからず開店休業です。お盆明けまでご勘弁を。皆さん一緒に、のんびりまいりましょう！(浜寺公園プールにて)

フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 国民年金第3号被保険者制度
- 学生納付特例期間中の国民年金保険料の追納について
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・協会けんぽの平成24年度決算のお知らせ
 - ・協会けんぽの平成24年度事業報告書について
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！
- まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

国民年金第3号被保険者制度



第3号被保険者は、20歳以上60歳未満の方で、
第2号被保険者に扶養されている配偶者が該当します



Q どんなときに届出が必要か？

A1 (第3号被保険者になるとき) :

- ①結婚して夫(妻)の扶養に入るとき
- ②退職して夫(妻)の扶養に入るとき※
- ③収入が減少し夫(妻)の扶養に入れるようになったとき
- ④就職した夫(妻)の扶養に入るとき
- ⑤扶養に入っていた妻(夫)が20歳になったとき

A2 (第3号被保険者でなくなるとき) :

- ①第3号被保険者の方が就職(厚生年金・共済年金に加入)したとき

- ②収入増加等で扶養から外れたとき
- ③配偶者が退職(第2号被保険者の資格を喪失)したとき
- ④離婚したとき
- ⑤第2号被保険者である配偶者が65歳の誕生日を迎えたとき

- ⑥第3号被保険者の方が亡くなられたとき

こんなときはご注意ください

※退職(第2号被保険者の資格喪失)後、しばらくしてから配偶者に扶養されるようになった。
(例結婚の準備のために早めに退職し、しばらくしてから入籍して扶養されるようになった。)
→このような場合、退職した時点で、国民年金第1号被保険者の手続きをし、その後、配偶者に扶養されるようになった時点で、第3号被保険者のお届けをしていただくことになります。

第3号被保険者から第1号被保険者となりますので、お近くの市区町村役場で種別変更の手続きを行ってください。

第3号被保険者死亡届を提出してください。

Q 第3号被保険者の特例制度とは？

過去に第3号被保険者該当届の提出がされていなかったために第3号被保険者に該当しなかった期間に対して、いまから遡ってお届けいただける制度が、平成17年4月より始まりました。くわしくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

Q 第3号被保険者の住所が変わったときは？

第3号被保険者の方の住所が変わったときは、第2号被保険者の勤務先の事業主を経由して住所変更届を提出することになっています。提出忘れのないよう、ご注意ください。



ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください

学生納付特例期間中の 国民年金保険料の追納について

大学、短期大学、専修学校等の在学期間中の国民年金保険料の納付について、学生納付特例制度をご活用されている方は、将来受け取る年金額を増額するためにも保険料の追納をおすすめします。

学生納付特例制度とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取れなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

学生納付特例が承認された期間については、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料については、10年以内（たとえば平成16年4月分は平成26年4月末まで）であれば古い期間から順に納付が可能です。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

平成25年度中に追納する場合の加算額を含めた追納額は下の表のとおりになります。



保険料の追納には、納付書が必要です。納付書の発行は申し込みが必要になりますので、お住まいを管轄する年金事務所までお問い合わせください。



平成25年度に追納する場合の保険料額(月額)

| 年 度 | 追納額(月額) |
|-----------|---------|
| 平成15年度の月分 | 14,860円 |
| 平成16年度の月分 | 14,640円 |
| 平成17年度の月分 | 14,690円 |
| 平成18年度の月分 | 14,750円 |
| 平成19年度の月分 | 14,780円 |
| 平成20年度の月分 | 14,890円 |
| 平成21年度の月分 | 14,970円 |
| 平成22年度の月分 | 15,240円 |
| 平成23年度の月分 | 15,020円 |
| 平成24年度の月分 | 14,980円 |

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成24年度決算のお知らせ

単年度収支・準備金は黒字でも、
いまの制度のままでは、2年後に準備金は枯渇し再び巨額の累積赤字へ

平素より協会けんぽの取り組みにご理解いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成24年度の決算見込み(医療分)*がまとまりましたのでお知らせいたします。

※保険料率算定の基礎となる、国の特別会計との合算ベースの収支

平成24年度決算はどういう内容ですか？

協会けんぽの平成24年度決算見込み(医療分)は、保険料率を大幅に引き上げたことに加え、収入の基礎となる賃金(標準報酬月額)が横ばいとなった一方、医療費支出の伸びが例年になく小幅にとどまったこと等から、単年度収支は3,104億円のプラスとなり、結果として年度末の累積の収支(準備金)は5,054億円の黒字となりました。

黒字ということは、協会けんぽの財政がよくなったのでしょうか？

収入の基礎となる賃金が伸びず、それを大きく上回って医療費が上昇し続けるという赤字構造は変わっていません。さらに高齢化に伴い高齢者医療への拠出金負担も今後ますます重くなると見込まれます。

赤字構造が続いているため、5,054億円の準備金を取り崩すことで、平成26年度までの2年間は保険料率を現行の10%(全国平均)のまま据え置くことができる見通しです。しかしながら、この2年間のうちに医療保険制度の見直しが実現しなければ、平成27年度には準備金は枯渇し、再び巨額の累積赤字を抱える恐れがあります。

協会けんぽの財政問題は、事業主の皆さまの経営、加入者の皆さまの雇用・生活に直結する深刻な問題です。「平均保険料率10%は限界」「安心して医療を受けられる制度を」という皆さまの声を、国や政府をはじめ関係方面に対して今後も強く意見発信してまいります。

協会けんぽの平成24年度決算見込み(医療分)

支出 8兆2,023億円

収入 8兆5,127億円

医療給付費

加入者の皆さまが医療を受けた際に、協会けんぽから医療機関に支払われるものです。

医療給付費
(52.2%)

保険料

加入者の皆さまの賃金(標準報酬月額)をもとに決められます。

保険料
(85.9%)

現金給付費

加入者の皆さまが病気で職場を休んだときや出産したときなどに支払われるものです。

現金給付費
(6.1%)

国庫補助金等

加入者の皆さまが医療を受けた際に協会けんぽ(健康保険)から医療機関に支払われる医療費などをもとにした、国からの補助金です。

国庫補助金等
(13.9%)

高齢者医療への拠出金等

後期高齢者医療制度(75歳以上の方が加入する保険)をはじめ、高齢者の方々の医療費の一部を保険者が負担するものです。

高齢者医療への
拠出金等
(40.0%)健診・
保健指導経費
(0.9%)協会事務経費
(0.4%)その他の支出
(0.5%)その他の収入
(0.2%)

平成24年度決算見込み(医療分)

収入 8兆5,127億円

支出 8兆2,023億円

収支差 3,104億円

準備金 5,054億円

※端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

※より詳しい決算の内容は、協会けんぽのホームページに掲載しております。

協会けんぽからのお知らせ

協会けんぽの平成24年度事業報告書について

平成24年度の事業報告書を作成しましたので、その一部をご紹介します。

※平成24年度の事業報告書は、協会けんぽのホームページをご覧ください。協会けんぽ大阪支部へお問い合わせいただけますようお願いいたします。

健診・保健指導の推進

- 平成24年度の40歳以上の加入者ご本人（被保険者）の生活習慣病予防健診実施率は44.3%、前年度に比べ1.6%ポイント増であり、着実に向上しています。また、加入者ご本人に対する特定保健指導実施率も12.3%、前年度に比べ3.7%ポイント増となりました。
- 今後も、管理栄養士の活用や、健診機関による特定保健指導などを実施し、実施率向上に向けて取り組んでまいります。

健診・保健指導を受けるには？

35歳から74歳までの加入者ご本人の方であれば、協会けんぽから費用補助があり、がん検診など検査項目も充実した「生活習慣病予防健診」を受けることができます。

また、健診結果で生活習慣の改善が必要と判定された方に、健康づくりのアドバイスを行う特定保健指導を無料で実施しております。

くわしくは、協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。



医療費適正化の取り組み

ジェネリック医薬品の使用促進

- 平成24年度もジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担分の軽減額を加入者の皆さま（約124万人）に通知し、全体の4分の1の方（約31万人）がジェネリック医薬品に切り替えていただき、年間約48億円の医療費の軽減効果が得られました。なお、平成21年度からの累計では約174億円の軽減効果が見込まれます。

ジェネリック医薬品に切り替えるには？

まずは、医師または薬剤師に相談してみましょう。協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の希望をお伝えしやすくするため、「ジェネリック医薬品希望シール・カード」を作成しています。

必要の方は、協会けんぽ大阪支部へお問い合わせください。



被扶養者資格の再確認

- 平成24年5月から7月にかけて、扶養家族の再確認業務を行ったところ、約9万人の被扶養者解除の届出漏れを確認しました。この確認を通じて、高齢者医療制度への支学金等の負担が約35億円軽減される見込みです。

さらなるサービス向上への取り組み

ホームページリニューアル・ネットプリントサービス開始

- 平成25年3月にホームページをリニューアルし、各種申請書のダウンロードや、出産、退職などライフイベント別の各種給付説明などを設け、見やすくしました。
- 平成24年8月からセブンイレブン店舗で各種申請書の印刷ができる「申請書ネットプリント」サービスを開始しています。

健康保険委員表彰を実施

- 健康保険事業を円滑に推進するため、事業所の健康保険委員として、これまでに約7万2千人の方々へ委嘱しました。また、平成24年度からは新たに健康保険委員表彰制度を制定し、理事長表彰70名、支部長表彰232名の合計302名の健康保険委員表彰を実施しました。

健康保険委員（健康保険サポーター）になるには？

健康保険委員の方々には、協会けんぽと加入者・事業主の皆さまとの間の橋渡し役として、広報誌の配布や研修会の開催等で情報提供を行い、職場の方々への広報や健康づくり等にご協力をいただいています。随時募集しておりますので、くわしくは、協会けんぽ大阪支部ホームページをご覧ください。



協会けんぽの財政基盤強化に向けて

- 政府や関係方面に対して、国庫補助率の20%への引き上げと高齢者医療制度の見直しを強く要請しました。
- 「協会けんぽ加入者・事業主の保険料負担の軽減を求める要請書」に対する取り組みを実施し、全国で320万人を超える方々から、ご賛同をいただき、社会保険料の負担増に苦しむ加入者・事業主の皆さまの切実なお声を内閣総理大臣に提出しました。多くのご協力をいただき、誠にありがとうございました。

ご存じですか？ 加入者の皆さまの保険料1万円当たりの使い道

| | | | |
|---|---------|--|------|
|  病院等を受診したときの医療費 | 約5,220円 |  健診・保健指導経費 | 約90円 |
|  高齢者の方々の医療費への拠出金 | 約4,000円 |  協会けんぽの事務経費 | 約40円 |
|  病気で職場を休んだ際の手当金や出産したときの給付金 | 約610円 | その他の支出 | 約40円 |

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

インターネットサービス「ねんきんネット」で 将来の年金額を試算 できるようになりました！

ライフプランに合わせて年金額の試算ができます！

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」
など、グラフでわかりやすく表示します。

※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、
あらかじめご了承ください。

いつでも、最新の年金記録が確認できます！

記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります！

「ねんきん定期便」や「年金振込通知書」などの
内容がご自宅で確認できます！



具体的な年金見込額試算の例

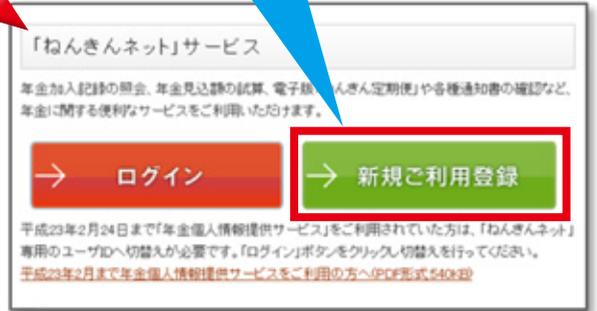
| | これまで | ねんきんネット |
|-------|--|---|
| 中高年の方 | 58歳男性の例 ねんきん定期便での見込額(※) 61歳～64歳 795,000円 65歳～ 1,812,500円 ※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提 | 今後の給料の入力 現在の仕事を継続 65歳まで 給与 240,000円 見込額（在職老齢年金） 61歳～64歳 637,500円 65歳～ 1,910,700円 |
| | 33歳女性の例 (厚生年金に13年加入) ねんきん定期便での見込額(※) 380,600円 ※これまでの加入実績のみでの見込額 | 今後の給料の入力 現在の仕事を継続 60歳まで 給与 200,000円 60歳まで加入後の見込額 1,356,000円 |

まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生日に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144